

定 款

公益財団法人アジア学生文化協会

公益財団法人アジア学生文化協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人アジア学生文化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に、従たる事務所、支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本とアジア諸国等の青年学生が教育活動、文化活動、共同生活を通じて、人間的和合と学術、文化及び経済の交流をはかり、もってアジアの親善と世界の平和に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生、留学生、研究者、研修生等を対象とした教育交流機能を有する学生会館及び学寮の運営に係る事業
 - (2) 国際相互理解及び留学・教育交流に資する資料収集、調査、研究、情報提供、編集・出版に係る事業
 - (3) 大学、学術・教育機関、経済団体、地域団体との連携によるアジア諸国青年学生等に対する交流支援、助成及び奨学金支給の実施に係る事業
 - (4) 国際相互理解に資する講演会、研究会、講座、講習会等の開催及び促進に係る事業
 - (5) 青年学生等に対する日本語等の教育及び普及に必要な事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする
- 5 公益認定を受けた日以後にこの法人が寄付を受けた財産については、その5分の1以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等の取扱規程による。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生

計を一にするもの

- (2) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合计数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合计数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- (3) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合计数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員はこの法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いを請求することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条1項により、通知した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することが出来ない。

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した評議員のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規程)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程によるものとする。

第6章 役員

(役員の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3名以上8名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を常務理事とすることができる。
3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他の特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に 定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 常務理事は、必要な場合、予め定められた順位に従って、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき
 - (3) この法人が当該理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事の職務と権限は、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(役員の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いを請求することができる。また、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 35 条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。任期については、第 32 条第 1 項の規定を準用する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規程の改定及び廃止
- 2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 一般法人法第101条第2項並びに第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前号の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、互選により各理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、そ

の提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 定款の変更及び合併、解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条・第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 官報に掲載する方法により行う。

第10章 会員

(会員)

第52条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人または団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員に関する規程」による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事(理事長)は小木曾友とする。

4 この法人の最初の業務執行理事(常務理事)は佃吉一とする。

改正 平成26年6月20日

改正 令和2年6月10日

改正 令和6年9月12日